

# 令和7年度 魚沼市屋根雪下ろし用安全はしご普及促進事業補助金

屋根の雪下ろし作業中に、はしごから転落する事故が多く発生していることから、作業の安全を確保し事故を未然に防ぐため、屋根雪下ろし作業用に開発された「安全はしご」の購入費に補助金を交付します。

「安全はしご」とは… (次の①と②が両方取付けられている2連以上のはしご)

- ① はしごから、まっすぐ屋根に乗り移るための手すり「手がかり棒」が先端に取付けられているもの
- ② はしごの横滑りを防止するため、屋根雪に突き刺す「安定器」が取付けられているもの

## 申請できる方

- ① 魚沼市内に住所がある個人
- ② 魚沼市内に事務所、支店、営業所等のある法人、団体等

## 補助金交付の条件

- ① 市税等に滞納がないこと
- ② 魚沼市内に**本店**がある店舗から購入したものに限ります。
- ③ 過去5年以内に本事業による補助金を受けたことがないこと
- ④ 申請者1名につき、はしご1台までとします。

## 補助金額

購入価格から消費税相当額を除いた額の1/2以内の額で、はしご1台につき3万円を上限とします。

## 申請方法

申請書に次の添付書類を添えて、本庁舎2階 防災安全課に提出してください。

- ① 市税の納税証明書（申請書で税務照会の同意があれば省略可）
- ② 領収書（原本）（確認後、返却します。）
- ③ 購入したはしごの写真
- ④ 振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）

## 申請期間

令和8年3月31日(水)まで  
(ただし、**購入後30日以内に申請してください。**)

## 【はしご選びのポイント】

→ 軒先の高さ + 1m程度の全長の製品を選んでください。  
※主に右の4サイズがあります。

全長(m)	
①	5.16
②	5.83
③	7.17
④	7.84



最上段の踏ざんを外しているので、屋根に正面から乗り移りできます。

① 手がかり棒



最上段の踏ざんを外しているので、屋根に正面から乗り移りできます。

② 安定器



## お問い合わせ先・申請書提出先



魚沼市役所 総務政策部 防災安全課（本庁舎2階 9番）  
(TEL) 025-792-9214  
(メール) kikikanri@city.uonuma.lg.jp

申請書は魚沼市の  
ホームページから  
ダウンロードでき  
ます。